

審 査 基 準 表
(令和7年度交通安全CM放映等業務委託)

審査項目	審 査 内 容	評 価	総 合
テレビCMの放映	提案の条件を満たしているか。	5	15
	放送時間帯は、効果が期待される時間帯で設定されているか。	5 × 2	
ラジオCMの放送	提案の条件を満たしているか。	5	5
SNS、web サイト等での配信	提案の条件を満たしているか。	5	10
	効果が期待される内容となっているか。	5	
啓発グッズ作成	交通安全の啓発を促進する内容であるか。	5	5
SNS 広報	交通安全の啓発を促進する内容であるか。	5	5
交通安全イベント	交通安全の啓発を促進する内容であるか。	5	5
自転車ヘルメット着用推進モニター	提案の条件を満たしているか。	5	5
	効果が期待される内容となっているか。	5	5
提案額	委託料提案額は、適当であるか。	5	5
合 計		60	

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である150点（満点300点×5割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である150点（満点300点×5割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案